

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

連立内閣からの離脱なくして展望は生れない…………… 2

資料1 社会党は立党の精神にたつて対処を…………… 4

資料2 政権与党の責任全う、毅然たる処分を…………… 5

資料3 社会党中執の「処分方針」について…………… 6

社会党兵庫県本第六九回大会流会の背景と問題点…………… 7

国鉄闘争 支援のあり方…………… 10

——国鉄闘争の最前線(三)——

「護憲の社会党を再生する全国ネット」 結成総会報告(三)

◇経過報告 結成総会を契機に党再生へ…………… 小峰 雄蔵…………… 13

◇「めざすもの」提案 未来を見すえて…………… 常松 裕志…………… 14

◇活動計画提案 四月にも第二回総会…………… 岩垂 寿喜男…………… 14

旬刊 社会通信

NO.562

一九九四年二月一日

一九九四年二月一日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

■ 巻頭言 ■

連立内閣からの離脱なくして展望は生れない
マス・コミの本性を示した朝日の社説

消費税率アップをねらう財界

権力側に立つ朝日の社説

朝日新聞は社会党大会の終った翌十三日、社説で「連立離脱論には説得力がない」と護憲派を批判した。社説は新聞社の主張である。朝日新聞は全国各紙のなかでは比較的良識ある新聞として評価されているが、この社説はどうもいただけでない。自らの主張に一貫性がないし、大筋で権力側・政権側に身を寄せている場合の多いことが目立つ。

今度のこの社説も社会党の執行部が国民への公約であり、立党の基盤でもある護憲をはじめとする基本政策を放棄して、勤労国民の要望・要求に応えようとしない細川連立内閣の反動的政策に迎合して保守二大政党制の方向に流され続けている社会党の現状を是とする主張であって、現実を認に過ぎない。その都度強調しているように、社会党が本来の勤労国民の党として再生するためには支持している細川内閣に勤労国民のためになる政策を実行させなければならぬ。閣内であってそれをやるべきなのだが（ことに与党第一党なのだから）、残念ながら旧田中派の新生党と宗教政党的公明党が主導権をもつ細川内閣では、閣内にあつてはどうにもならないのである（六人の大臣と執行部がだらしないうちもある）。したがって、自民党を倒して連立内閣を成立させた責任上、基本的には細川内閣支持だが、だからといって全ての政策・施策に賛成はできない。反勤労国民的課題には反対するし、新しい独自政策の提起もするという党の主体の貫ける立場に立つことである。社会党が現内閣から離脱したからといって内閣が崩壊するわけではない。新生・小沢氏や公明・市川氏（実際は創価学会池田名誉会長の指示で動いている）の牛耳る内閣にいつまでもいることは、益々社会党を小政党に落すことになる。この現実を朝日の論説委員諸氏は知らないわけではあるまい。

「連立離脱論が繰り返し主張されるのは、連立参加以来社会党にとって余りにも苦しい政策選択が連続したためだろう」と社説はわかっているようなことをいいながら「この点は同情したいし、政党として譲れない一線はあるだろう。だが、万年野党暮らしに流されて必要な政策の見直しを怠っていたため、一挙に難題に立ち向う羽目に追い込まれたのではないか。」と評論してくださるのである。

国民に永年にわたって公約してきた政策を変えてならないのが政党の「譲れない一線」なのである。例えば米の問題である。国会で三度も自由化反対の決議をしてきた問題を一夜で変る政党こそおかしいのであって「万年野党」と関係ないのである。政治改革だつてそうだ。真の政治改革なら腐敗防止・企業献金の全面禁止がまず第一であろう。それを選挙制度にすり変えたのが今出ている「四法案」である。朝日新聞は日頃金権腐敗政治を批判し続けているのにいざのときは「並立制」を支持しているのか。この社説を書いた論説委員氏こそ筋の通らない社説を書き続けてきたためにボケたのではないか。しかも具体的政策について全て賛成しなければ、「抵抗の運動を重視」する路線だときめつける論理こ

そ権力側の立場で何んでも賛成する現実迎合主義者のものである。

この朝日社説が結論として「連立離脱論調は説得力を欠いた。」という。そしてそれは①連立政権の成立によって政治の基調が変化し、新しい芽が出ているのにその評価ができない。②連立を離脱した場合、社会党の前途を展望する分析がない、からだというのである。

たしかに連立政権への期待は大きい。それは自民党の永い政治があまりにもひどかったからである。しかしその期待を一つ一つ裏切り出したのが今日の細川内閣ではないのか。改憲につながる小選挙区制を強行して、少数派を排除する政治路線にどこに「新しい芽」があるのか理解できない。金権腐敗に自ら問われているのに事実を明らかにできない細川首相や小沢新生党代表幹事、さらに脱税、政教一体を指摘されているのに反省し改めることのできない公明・学会をかばう内閣・与党では、自民党が倒れ、第二自民党内閣が生れただけではないのか。

この細川内閣に閣内協力では社会党にとって展望どころか、明日がないことを皆んが認めているのである。連立内閣に埋没しているため、勤労国民の不信は益々増大している。社会党支持率は七%内外にまで落ち込んでいる。社会党がめざしてきた「政権を担う党をめざす」ということはあくまでも勤労国民・中小企業・農民の権利と生活向上のためである。政権を担うのはそのための手段である。手段が目的になっては国民の信頼はえられない。

朝日をはじめとするマス・コミは昔からいろいろと勤労国民のためになる報道や論説も出すが肝心なところでもいつも財界と時の権力の側に立っていた。朝日の社説はその姿を見せている。

景気対策としての所得減税は「課税最低限」の引き上げで

消費税が再び政治上の最大の問題になっている。消費税が実施されて五年目に入ったわけだが政府税制調査会の中期答申は、所得税減税と消費税率アップをセットにして実施させようとしている。これは、景気対策として減税だけ通そうということへの大蔵省の反発である。しかしその実は大蔵省を通じて財界（大企業代表）は減税をエサに消費税率の大幅アップをねらっていると見るべきであろう。

元NHKのアナウンサーで「氣くばりのすすめ」などのベストセラーでも知られる鈴木健二氏（現熊本県立劇場館長）も「所得税減税と消費税率アップをセットにした政府税制調査会の中期答申は、地方の過疎や高齢社会の実態を知らない役人が机上で書いた作文にすぎない。」と批判しさらに「だいいち、『公正で活力のある高齢化社会を目指して』と謳い、所得税の比率を下げ、消費税率をアップすることだが、結果はその逆、すなわち高齢化社会に打撃を与えるだけなのです」（週刊現代）ときびしく反対の意見をだしている。

たしかに消費税は生活保護世帯、年金生活者等の社会的弱者に谷敷なく課税される酷で、もつともひどい不公平税制であることには何年経っても変りはない。大蔵省を先頭とする消費税率の引上げを考えている政府当局は、消費税は完全に「定着」したと宣伝している。しかし国民の多数はやむをえず法に従って出しているだけである。当分のいいなりの無責任なマス・コミの宣伝にも物をいう場を持たない納税者は不満に耐えているだけである。

現に買物している女性の三分の二近くの人達からは、「税率を七%から十%にするなんてとんでもない。前に公約した食料品の完全非課税はどうしたのか」という言葉が返ってくる。また「将来福祉目的税にするといっていたがウソだった」ともいつている。

いま景気対策として必要な減税は所得減税であることは間違いない。問題はそのやり方である。課税最低限の大幅引き上げによる低所得者の減税を即時実施することである。必要な財源は、租税特別措置法をはじめとした不公平税制の是正等によればよいと思う。さらに不要不急な予算の削減も財源確保の一つである。補助金制度の抜本的再検討、軍事費の縮小、ことに攻撃用の正面装備の全廃を行うときにきている。

減税の財源として「赤字国債」の発行による方法を主張する政党もある。しかし国債は歯止めなく増え続けているのである。戦後一九六五年の不況の際に、税収の不足に対して国債発行を始めた。この年度の残高は二千億円であった。それから年々増額して、一九七六年度は二兆円、八三年度には一〇〇兆円を超え、GNPの四〇%に達している。九三年度は増加して、一八四兆円をさらに超えてゆく見込だ。このままでは国債残高は永遠に増え続けることになる。

当然利子支払いは大変である。九三年度は一・六兆円で（一般会計の一六%を占める）元本を加えると歳出の二一・三%である。

この国家財政の赤字（他にも旧国鉄の借金五〇兆円などもある）はインフレ政策を招くことになる。（社会通信政権研究会）

資料1 党務運営に関する特別決議案（第六十回社会党大会で護憲派が準備）

社会党は立党の精神にたつて対処を

細川連立内閣が誕生してから五ヶ月間、党はいくつもの重大な岐路に立たされて来た。その際の政治判断、政策決定が一定の緊急性をもっていったとしても、また、そうであればこそ、中央執行委員会は最高の党議である全国大会の決定を堅持し、その実現のために全力を尽くすべきであつて、その決定に背いて方針転換や譲歩をすべきではない。われわれは最近、党内に解党的言動が多く見られることを深く憂慮し、統合と合意の党にふさわしい党内民主主義に基づいた党運営を確立するため、以下の点を確認する。

一、山花委員長の下での中央執行委員会が、連立政権参加に当たつて、小選挙区比例代表並立制を受け入れる決定を行ったのははじめとして、村山委員長の下での中央執行委員会もまた、大会がまさに血を吐く思いで、「二五〇対二五〇を最低限の条件とする」と決定したにもかかわらず、細川内閣と連立与党が「合意事項」を逸脱して、「二七四対二二六」と変更することを了承した。さらにコメの自給を含む農産物の市場開放・関税化阻止という累次の党大会および国会決議で確立された基本的農業政策も方針転換された。邦人救出に名を借りた自衛隊法改正問題についても、自衛隊機の海外派遣に道を開く法案提出に賛成した。

一、このいずれの方針転換も、党大会決定に背反または大きく逸脱するばかりか、党と国民の将来を危機に陥れかねない重大な選択であった。本来ならばこのような選択は、緊急の全国大会または中央委員会を開催して、全党の意思を問うべき性格のものであった。

しかるにその措置は取られず、二十日以内の機関招集も承認取り付けも行われなかった。このような党運営が党内の解党主義的言動を助長してきたこと、また全国の党員・協力党員と、党を支持する広汎な国民に混乱と不信を招き、党勢に深刻な打撃を与えたことは明白である。こうしたことにケジメをつけない限り、政治改革関連法案のさらなる修正や、消費税の税率引き上げなどにもつながりかねない。

一、したがってわれわれは、党指導部が規約に基づいた党運営と、大会方針の確固とした遵守とを行うべきであること、また、憲法精神の開花という立党の精神に立脚し、平和と軍縮、人権と環境、生活と福祉、腐敗防止と民主主義の充実を内容とした政治改革と分権、農業・農村の再建などの基本政策を堅持し、推進していくべきであることを、党大会の名において改めて確認する。

右、決議する。

一九九四年一月 日

資料2 政権政党としての新しい党のあり方に関する決議案（解党派が準備）

政権与党の責任全う、毅然たる処分を

わが党は結党以来四十八年、平和憲法の崇高な理念を現実政治の中に具現化することに全力をあげてきた。自由、公正、連帯の理念のもと、国民とその子どもたちの幸福のためにすべての闘いの先頭に立って、その活動を重ねてきた。それらの歴史的成果の上にいまや、自民党一党支配の政治を打ち破り、四十年もの長きにわたって甘んじてきた野党のくびきを克服することができた。連立政権の時代が始まり、我々はその与党第一党たりうることを限りなく誇りに感ずるとともに、一刻も早くその資質を備えて、新時代の政治の実を国民の前に現わさなくてはならない。それは我々が目指す理念を一步ずつ新しい政策と制度に具現化していくことである。同時に、率直で透明感のある連立政権ならでは「競争と協調」の政治の姿を国民とともに創造することでもある。

一党支配の政治による横暴から国民生活を守り、日本の進路を誤らぬよう、一つ一つの課題に対し抗議の運動と抵抗の戦術によって党の存在を主張する時代は終わった。我々は、政権を通じその実現を図る手法へと根本的な転換が必要である。野党時代の発想と行動スタイルを払拭することによってはじめて、与党としての主導権を確立し、各界、各層の人々から信頼を得ることが出来る。わが党は今、その目指す理念を国民と共有できうるかどうか、そのもてる体質を政権政党としてのそれに転換することができるかどうか、厳しい国民の目にさらされている。

その試練に堪えうる党の基本姿勢を鮮明にし、当面する政治改革四法案の今国会成立を不動のものとするため、党務報告及び、一九九四年運動方針を補強する立場から次の諸点を大会の名において確認する。

一、政権与党内の重要政策決定に向けては、大会等機関会議での基本姿勢、基本方針に基づく院内外の世論喚起を最大限に図りつつ、最終的には執行部の交渉裁量と政治決断に信頼しこれに委ねる。

二、運動と交渉、議論と決定のプロセスをその都度透明化することに努め、結果に対してはあらゆる機能を動員して国民の理解を求めめる体制を作る。

三、党の野党時代の主張や行動を歴史的に総括し、スローガンの一貫性よりも目的の継続性、その実現進捗度をもって成果を測っていく。

四、新選挙制度に備えて、政権基盤の安定強化に向けた積極的な選挙協力を中央本部主導ですすめ、連立与党間で共通の政策のベースを拡大する。

五、政権の基本にかかわる党議の実行に当たっては党派全員の一致団結した行動を求め、違反行為者に対しては毅然たる処分によって、政権与党としての責任を全うする姿勢を明らかにする。

以上、決議する。

資料3 護憲の社会党を再生する全国ネットワーク（一九九三・一）

社会党中央執行委員会の「処分方針」について

十二月二十八日、社会党中央執行委員会は、突如、政治改革関連法案に反対した七人の衆議院議員の処分の方針を決定し、規律委員会に付託しました。党の規律に違反した、というのがその理由です。

処分は、岩垂寿喜男氏（神奈川県二区）は二年以内の期限付きで党員権を制限し、三野優美（香川一区）、北沢清功（長野四区）、小森龍邦（広島三区）、秋葉忠利（広島一区）の四氏は嚴重注意というものです。なお、浜田健一（鹿児島二区）、金田誠一（北海道三区）の二氏は正式な処分ではなく、村山委員長長の口頭注意というものです。

この中央執行委員会の決定は、党内民主主義にもとり、党規約に反する暴挙に他なりません。七人の衆議院議員には、処分されるなんらの理由もありません。

第一に、この七人の議員は、社会党の公約や党大会の決定に最も忠実であり、彼等の勇氣ある行動がどれほど心ある党員、党支持者を激励したことでしょう。彼等こそ、社会党の良心です。

第二に、この決定は参議院における政治改革関連法案の審議が大きな山場を迎えているときに、参議院の良心的な人びとの行動を牽制し、制約しようとする意図をもつものと言わざるをえません。

第三に、処分されるべきは、むしろ党中央執行委員会であり、先の衆議院で可決された政治改革法案は、党大会決定に違反するものであり、自衛隊法改悪、コメ自由化容認についても同様です。

私たちは、今回の中央執行委員会の方針を決して認めることは出来ません。中央執行委員会には処分方針の撤回、規律委員会には差し戻しを求めます。

それこそ、国民の信頼を回復し、「護憲の社会党」を再生させる道と信ずるからであります。

一九九四年一月

護憲の社会党を再生する全国ネットワーク

代表世話人

伊藤成彦

関 晴正

田 英夫

村山喜一

社会党兵庫県本第六九回大会流会の背景と問題点

県本部執行部が党分裂をゴリ押し

いま兵庫県の社会党の中では県本部執行部が自らすすんで党の分裂を促進するという異様な事態がすすんでいます。十二月十八日に招集された第六九回県本部大会は、開会後七時間が経過しても議長が選出されないという混乱のうちに流会しました。

本来ならばただちに総支部や関係各方面と協議し事態収拾に努めるべき県本部執行部は、その努力もせずに新聞記者会見等で執行部の大会運営に抗議した地域総支部の代議員を暴力集団とのしるばかりでした。

大会流会から一週間たった十二月二十五日に開かれた執行委員会は、執行部自らの手になる党分裂の強行策であり、党内民主主義も党規約もふみにじり機関権力を際限なくふりまわすクーデターであるとしかしいような「方針」を決定しました。

決定された「方針」の詳細は別紙資料(次号掲載予定)をご覧くださいなのですが、その大要は次のようなものです。「もう大会は招集しない」「運動方針・役員・予算などは郵送などによる全員投票によってきめる」「県本部執行部を支持する総支部・支部のみを対象として連絡協議会を結成する(筆者註:「結成」というからには今までにない組織として新たに結成するのでしょうか)。また二月五日に予定されている結成総会で運動方針・役員・予算・諸規定類を審議・決定するとなっているので、結成大会は県本部大会に代わりうるものなのでしょうか)」「総支部・支部に対しては点検・指導・援助・見直し・再整備・再登録を行っていく」。

この県本部の決定が、最高決議機関としての大会を否定するという点で、極端に反民主主義的なものであり、自分たちの支持勢力だけを集めて大会に代わるものをつくるという点で分裂と組織私物化の推進であり、さまざまな組織操作によって反対派を消滅させようと企んでいる点で、露骨な排除の論理であるということを、組織の民主的運営の何たるかを多少とも知っている人なら容易に見抜くことができるはずです。

流会大会で異常行動をしたのは執行部側である

このような許しがたい異常な事態を出来させた直接のきっかけは、十八日の県本部大会が流会に終わったことだといわれています。少なくとも県本部執行部は大会流会によって二十五日のような提案に踏みきる決意をしたといっているわけですから、執行委員会提案が妥当なものであるか不当なものであるかを検討するためにも十八日の大会流会の実際の姿をつかむ必要があります。大会流会の主要な責任と原因が執行部側にあるということになれば、執行部の行っていることは、挑発しいがかりをつけたうえで予定していた路線を強引に突っ走ろうとしていることにはかならないことが証明されます。

流会大会について異常な行動をしたのははたしてどちらでしょうか。兵庫県本部の大会といえば、冒頭に混乱・休憩、一週間後に再開・警官出動で流会という経過をたどった四年前の第六五回大会があるので、流れるのが相場のようには思われていますが決してそうではありませんでした。その後の第六六回大会(九十年十一月)、第六七回(九一年十二月)、

第六八回（九二年十二月）は、激しい議論の応酬はありましたが流会になるような事態を招来することはありませんでした。これらの大会では、意見の対立は対立として論議するとしても議事運営についてはきちんとやるという姿勢のもとに事前折衝が行われてきました。とくに議事運営委員会については五対五、議長については一対一で構成することが不文律のごとくに守られてきました。「形の上では議長は直轄から一、地域から一、議運については直轄から五、地域からは各区協一名ずつで五を選出するが、内容的にも一対一、五対五が守られるようにする」というのが、六七回大会にあたってなされた藤本書記長の約束でした。

今回は、各区協ごとに開かれた議案説明会での、議事運営については従来のやり方を踏襲するという藤本書記長の発言はありましたが、事前折衝はいっさいもたれませんでした。事前折衝がもたれなかった理由は、大会当日になって明らかになりました。

今まで積み上げてきた議事運営についての慣習を破ろうとする企てが、執行部によってすめられていることが開会冒頭の司会挨拶で明らかになりました。従来は事前折衝で同意に達していた議長二名を司会が指名、議長登壇して議事進行ということになっていましたが、今回は兵庫県本部大会にはかつて一度もなかった仮議長が司会の指名によって登場してきました。仮議長となった吉田副委員長は、大会議長の選出を議運に委任すると発言しました。執行部は議長の独占を狙って、その障害となる慣習の蹂躪の挙にでてきたのです。そのコースとして、議運にもちこんで二名独占をはかる、それが駄目ならば議運に発議させて大会で議長選挙を行うということが考えられ、それに時間を要するために仮議長という初物が設けられたことが明らかになりました。

議運（の構成も慣習・約束が破られて執行部派多数となっていました）は、激論の末「大会で議長を選挙する。直轄から一名、地域総支部から二名の候補者がでているが、地域の二名のうち一名だけを選出（直轄一名はすでに決まりという見解）する選挙を行う」ということを決定しましたが、こんな選挙であれば地域総支部の代表となるべき議長が、直轄の数によって決められてしまうという理不尽なことになることは明らかですから、地域総支部の大部分の代議員が納得するはずはありません。まして執行部側から推されている地域総支部ワクの候補者が兵教組の副委員長であるということを知った代議員は、百の理屈を聞かされるよりも事態の裏側にあるものをピンと理解したのです。こうして大会は議長選出もできずに七時間余を経過して、流会にいたしました。

執行部側の異様な対応の第一は、事前折衝を拒んでまでも議長二名独占をはかってきたことですが、それにとどまらず自派の代議員を集团的に、それもある司令塔のもとに掌握・行動させようとした点も異様でした。執行部派代議員のほとんどは、事前にどこに集まってどういうことをしたかは別としてバス五台に分乗し会場に到着しましたが、ただちに入場はしませんでした。約三十分間バス内にとどまってある種のサインがされた後に下車、入場しました。バスは五台とも最後までエンジンがかげられ、緊急な行動を予期するかのようについても出動可能な状態で会場そばに駐車されていました。

議長を独占し強引に議運の優位を確保しようとしたことと、代議員の集団行動を考えあわせるならば、自派優勢の大会運営が確保されれば反対派排除をはかり、緊急的な行動までもあえてして分裂になろうとも独占的大会運営を貫くという筋書が執行部側にあったと推測したとしても決して不自然とはいえません。

異様な対応を随所で示したのは執行部側でした。予想もしなかった流会という事態に直面して熟慮の末万やむをえず「超法規約処置」(藤本書記長の発言)として二十五日の執行委員会決定をしたという体裁を執行部側がとりつくろったとしても、これまでの執行部のやり方を熟知している多くの党員にとっては、大会でやり遂げようとしてできなかったことをなげなんでもやり通そうとしたのだとしか理解できないのです。

執行部側は民主主義のかけらさえ投げ捨てようとするのか

執行委員会は「大会は招集しない」と決定しました。大会は最高決議機関ではないかという問いに対して、執行部は「全党員の信任投票で承認がえられればよい」と答えるでしょう。大会を数でものごとを決定する場としか考えていない執行部にしてみれば当然のことかもしれません。民主的な論議の末に示された多数、少数派に対する配慮や尊重の上に行づくられた多数は民主主義的な権威をもちえますが、論議を排除した多数、少数派を抑圧するための多数は数の暴力でしかありません。

論議をするための大会を論議なしの投票にかえることは、民主主義をファッショにかえることです。議会の機能を停止させて国民投票という威嚇的な人気投票をすることは、クーデターをやった独裁者の常套手段です。

当事者との話しあいもなしに、一方的に区協を廃止するやり方、自派のみの組織をつくって大会にかえようというやり方などについては文字を連ねて反論するまでもありません。

この間に生じた事態をぜひご理解いただきたいと思います。県本部執行部のやり方は大事なときに党を崩壊に導くものです。日に日に社会党に対して風圧が強まるなかで私たちは大衆の心の中にある働く人の立場にたった党を守りぬかなければならないと決意しています。党解体を許さずがんばります。

(一六ページからつづく)

全国の農民がいま自分たちの生活と日本の農業を護るために立ち上がっています、この運動とも深く連帯して行かなければならないと思っています。退職した皆さんや多くの年配の皆さんは、すでに立ち上がっていますが、若い労働者にも厚生年金の年齢引き上げなどの反対の闘いを呼びかけて行かなければならないと思います。そういう運動のなかで私たちは運動を作る、政策をまなび、その中で仲間を増やす、大衆運動を前進させなければなりません。

小選挙区制導入に反対する国民会議の呼びかけ人であります奥平康弘、浅井基文、伊藤誠、久野収、北野弘久、福島瑞穂、國弘正雄、田英夫、山崎朋子、高島通敏、加藤俊一、三木睦子(敬称略)の皆さんに敬意を表したいと思います。小峰さんが事務局長で頑張ってくれましたが、そうした皆さんの励ましが私たちの行動をとらせていただいたと思っております。ネットが各地域で取り組めないとするならば、国民会議は日本国中の組織です。からその名において様々な行動をとらうこと、大衆団体に参加することは自由です。

全国ネットの規約は闘いが広がれば組織が必要になりますから役員、活動計画等についてもご承認いただきたいと思えます。船が出るときにお互いの気持ちをまとめる意味で皆さんにご承知、ご理解を願っておきたい。場合によっては速まるかも知れませんが、四月に第二回総会を開催することになります。

(つづく)

国鉄闘争支援のあり方

— 国鉄闘争の最前線(三) —

命令の評価は慎重に

昨年十二月二十四日、中労委が命令を交付した後、その評価をめぐって様々な声明やコメントが発表されている。国労本部は国労弁護団に命令書の法的分析を要請すると共に、評価と対応については一月七日から九日に開催される幹部労働学校、国労闘争団全国連絡会議幹事会などの討論を経て、一月二十八日開催予定の中央委員会決定するという慎重な態度を表明している。他方、国労の各級機関役員、闘争団のマスコミに対する対応は多岐にわたっていることが新聞報道されている。

命令交付日の当日、「北海道国鉄問題を考える学者・弁護士の会」の声明が発表された。同会は国鉄闘争支援に熱心な活動を展開する一方、北海道内はもとより広範な世論づくりに貢献してきた。従って、同会が発表する声明は国労および闘争団への影響はもとより、特に署名されている十名の代表委員は北海道を代表する著名な学者、弁護士であるだけに社会的影響力があり、その声明は慎重を期さなければならない。現に一部の中に混乱が生じていることを憂慮し、大変心苦しいことであるが、無礼を承知の上で若干の批判をさせて頂く。

同声明は冒頭で「JR北海道社が採用差別に責任はないと主張した再審査申し立ての理由を棄却し、また『救済の内容』を当時と異なった状況を考慮して変更したものの履行を求めているのであって、基本的には一九八九年の北海道地労委の命令と同じである。」との基本認識を示しているが、この見解は承服しかねる。また、三項で「おわりに国鉄労働組合・同闘争団のみなさんに要望したい。中労委命令は、基本・骨格においてみなさんの要求に応えた。しかし救済内容の変更等に問題はある。しかしその取り扱い・討議は慎重・綿密を期していただきたい。あらためて述べるまでもなく、この問題はひとえに労働組合の自主性・主体性・国労の力量に属するものであって部外者が口出すべきものではない。……どうか討議に当たっては多年の辛酸を経た豊かで広い眼をもって、一日も早い解決を期待している多くの国民に応えうる光栄ある方針を確立されることを切望する。」と結んでいる。

一月六日付北海道新聞は「国労道本幹部や弁護団からは『今回の救済命令はラストチャンス。早く受け入れを表明すべきで、命令をけつたら支援者は離れていく』という意見が相次いでいる」と報じているが、同会の声明によって影響がでていることを如実に示している。

批判の第一は、中労委の命令と地労委の命令は、その内容において大きく後退したものであって事実認識に誤りがある。地労委が国労組合員の不採用そのものを不当労働行為と認定し、救済対象を一、七〇四名（救済対象名簿登載者全員）の採用を命じているのに対し、中労委は、国労組合員の不採用については「少なくとも一部のものについては組合所

属あるいは組合活動故に不利益取扱を行ったものとして……不当労働行為に当たり、かつ、そのことによって国労の弱体化を企図したものと認められたら……不当労働行為に当たる」と、救済対象者を制限、人数、個人を特定していかない。その結果、救済方法について①地労委命令の救済対象者（一、七〇四名）のうち、八七年四月国鉄清算事業団から離職を余儀なくされたもの（四四〇名）で、②J Rに職員として採用を希望したものの中から、③J R社が改めて公正に選考し採用と判定した者を八七年四月一日付で採用したものとして取り扱い、④命令交付日から三年以内に就労させる。⑤採用者に対して九〇年四月から就労するまでの間、賃金の六〇%を支払う、というものである。

不当労働行為の救済は「原状回復」が原則であることと比較して、余りにも不当な中味と批判されなければならない。

地労委の命令が大きく切り下げられたことについては、その内容等について法理論のうえからの批判とともに、実態の面からも批判することは、その後国労が受けるか、どうかの判断とは別の次元の問題であり、批判をおそれることはない。むしろ、学識者の立場からは批判して当然であり、「地労委命令と同じ」と言い切ってしまうこと事体に無理があり、その常識を疑う。

第二は、今後の対応について「国労自身が決めるべきで部外者が口出すべきでない」と言いつつも、暗に「受け入れ」を示唆していることである。

中労委命令が、J R社の不当労働行為責任を認定したことを評価しても良いが、これとて当然の帰結である。

国労の基本認識と闘いの方向

一月七日から開催された国労の幹部労働学校で「十二・二四中労委命令を踏まえていかに闘うか」という基本方向を提起した。このなかで、中労委命令を「事件の性格からして政治的な意味あいを持った命令である」と認識し、「この命令のもつ理論的な矛盾を批判しながら、戦略的に捉え、国鉄闘争全体のなかで位置づけなければならない。この命令を上回る解決もわれわれの闘いによって可能であり、総じて国労の団結と闘う方針で決まると言える。……国労にとってギリギリの選択を迫る内容といえる。言い換えれば、中労委が力関係、あるいは私たちの闘う決意を判断して出してきたものと見るべきだろう。……この命令だけで解決できるわけでない。この命令を批判しつつも全面解決を進める突破口にしなから、国鉄闘争全体のなかで位置づけて方針を立てるとともに、全面解決要求を作成し内外に明らかにする。私たちが留意しなければならないのは、要求づくりを通じた国労内部の団結づくりであり、敵の分断を許さない体制づくりである。」と提起し、当面する取り組みとして、①国労弁護団の見解発表、②中労委に対する抗議、③大阪事件の行政訴訟の準備、④中労委がJ R社に対し「解決への勧告」を行なうよう労働省の指導を求め、運動としては、①闘争団の自活体制の強化、事業体の拡大、連帯する会の会員拡大、D L R基金など長期闘争体制の一層の強化、②J R職場の闘いの強化と組織拡大、③共闘運動の強化と全国各地に共闘組織を、などの具体的運動課題を提起し、全面的解決にむけて要求づくりの考え方を示した。

当面、J R会社が、その期限である一月二十三日までに行訴するか、会社側の態度が注目される。一月七日にはJ R七社は合同会議を開催し検討した模様だが結論はでていない。国労側の行訴期限は三月二十三日であり、充分時間はある。国労が提起しているように命令は理論的に矛盾している。かりに、現行のまま国労側が受け入れた場合、①「J R会社が改めて公正に選考し採用」の結果、三たび解雇者がでる。②採用されなかった者の扱い、③地労委救済対象者のうち、国労が運動上、組織的に取り組んだ広域採用者の扱い、等々問題点が多すぎる。国労が指摘しているように、この命令は「政治的」であり調整を必要としている。

従って、解決にむけて国労の要求を早急に作り上げ、敵権力に決断をせまる闘いが重要になる。この事件は国家の犯罪であり、国そのものが交渉の当事者として自覚し、J R会社への指導と財政的責任を持たなければならない。それを実践するために交渉の窓口をどう作ることができるかがカギとなる。しかし、それは敵権力側が国労潰し攻撃をあきらめ、労務政策を全面的に改めるといふ決断がない限り解決しないばかりか交渉さえ実現しないだろう。従って、解決を決断するようせまる闘いに全力をあげることだ。

国労闘争支援を強めよう

国鉄闘争支援共闘会議は、昨年の十二・七集会の全労連との共闘問題から生じた、中央共闘内部の対立、国労との関係の悪化などから一時混乱状況に陥っていることを反映し、十二月十二・十三日に開催された第六回総会は、共闘のあり方、事務局のあり方についての議論となり、その結果、新役員を選出できず異常事態となった。総会后、すでに一ヶ月を経たが、総会で決定した方針すら何ら実行できずにいる。また役員体制については、一月十八日に予定されていた全国代表者会議を臨時総会に切り替え、それまでに調整することになった。

「中央共闘は独立した組織であり、国労方針に拘束されない。」「国労は下支えに徹すべきである」との主張がある。国労抜き共闘会議など常識外のこと共闘の原則からもありえない。あくまでも主役は国労である。当該（国労闘争団）、単産（国労）が闘いの主体であり、国労の方針が中心に据えられるのは当然のことだ。国労の路線や方針、おかれている条件を支援共闘が無視して引きまわすことは許されないことだ。

事務局の運営についても、国労から派遣されている専従役員、事務局員が配置されているが、これを軽視している現状を改善し、事務局体制の民主化が問われている。

国鉄闘争で重要な時期をむかえているだけに中央共闘の基本路線をめぐる問題をあいまいにする訳にはいかない。国労が命令にどう対応するか、闘いの方向をどう示すか、当面の問題が微妙な時だけに支援のあり方は改善強化されなければならない。支援の基本は財政的、人的支援が大前提で口を出すのは最後でよい。連帯する会、D L R基金、就学援助基金など支援を強めよう。

（社会通信政権研究室）

「護憲の社会党を再生する全国ネット」 結成総会報告(三)

「全国ネット」結成は九三年十一月二〇日、まだ二カ月にすぎないが、「全国ネット」の組織化がすすんでいる。事務局は大忙がしの毎日だという。地域の仲間の熱気に永田町の仲間も勇気百倍、全国を駆けめぐらる。

小選挙区法案のゆくえも「廃案ぶくみ」の状況だ。「全国ネット」の組織化が進めば小選挙区制はつぶせる。

◇経過報告の提起 小峰雄蔵(「全国ネット」事務局)◇

結成総会を契機に党再生へ

全国ネットの基礎的基盤ができましたのは六月三日、日教組の教育会館で始めた集会でありまして、「日経連、山岸の社会党ジャックを許すな」をスローガンに全国社会党員決起集会を開催しました。その背景は前年のPKO反対闘争、参議院の選挙闘争が行われ、九五年の国連五〇周年を目安とした常任理事国入りと言うプログラムのなかで、憲法九条を変えていこうと言う改憲への大きな世論操作が行われてきた状況と合わせ、労働組合の代表である山岸章氏が度重なる党に対する介入を行ってきた。護憲の党と言うのはもう古い、護憲の基本テーゼも情勢に合わせて変えていくべきだ、あくまでもこれにこだわる議員は選挙のなかで差別・選別も辞さないという声と裏腹に、日経連の社会党攻撃が強まる背景があり、しかも九三宣言の草案が出され護憲であり平和の社会党の基本テーゼと言うものがなし崩し的に変わっていく、大変なことになったという危機感がありまして高知、兵庫、島根、新潟などの憲法を生かす会から何とかして今の社会党の基本的なテーゼを変える動きを、今こそ軍縮の世界であり護憲を高々と掲げていくべき党の強化を行行こうではないかと、場合によっては「三宅坂」にも党員の声を反映させようではないか、ついには東京で何らかの集会が出来ないものかと言うのが六月三日の集会でありました。

北海道から九州までの党員が集集いたしました。党中央に対してきちんとものを言う決起集会はこれまでもなかったのではないかと思います。全国の党員、あるいはその外の機関の間で護憲の党をしっかりと護る全国的な行動連絡も含めた情報連絡が必要ではないか、との経緯から名も「護憲の党を護る全国ネット」と言う名前にしてただちに相互連絡態勢の調整に入ることになりました。その時の目標は一つ目に、全国各地で闘っている党機関・党員の方々と憲法擁護の闘いをしていく方々、平和運動をやっている方々の情報をお互いに交換し合い、話し合っけてやっていこう。党の方向を正しい方向にしていこう。二つ目には、九三年宣言が党の基本路線を本質的に変えていくものだと言うことから、何としても九三年宣言を大会決定させてはならない。徹底議論を下から行っていこうではないかと発足いたしました。

全国の党の状況を把握するために呼びかけ対象のリストアップを続けてきましたが、六月に国会解散総選挙が行われまさに惨憺(さんたん)たる状況で終わった。細川政権に社会党が入ることによって九三年宣言はおろか党の基本方針が次から次へと破壊されてい

く、護憲どころか改憲の党にひた走ると言う状況のなかで、名称も護憲の党を護るのでは
すでに遅い「護憲の党を再生する」と言う方針で進めていこうと名称を変えました。

全国ネットのニュースは月二回これまで八号まで出してきています（現在は十一号）。

九月四日に「護憲の党を再生する道はあるのか」をメインテーマとしたシンポジウムを
開催しました。合わせて委員長選挙が行われ、九月二五日にくりあげ党大会が開催され「小
選挙区比例並立制を決定する」状況が出てきた。九月二四日に「憲法と社会党を護る中央
集会」を開催し、二五日の大会には大会代議員に対する要請行動をおこなってまいりまし
た。

その後、小選挙区並立制反対の闘いを全国に拡げていこうということで「国民会議」を
結成しましたが、これら一連の活動は全国ネットとしては表面に出ないで運動の下が支え
をおこなう事で今日までやってまいりました。

これを契機に全国ネットがさらに党再生の大きな主導権を握るだけではなく、新しい政
治社会への区切りとなるように今後とも皆さん方の力添えをお願いして経過の報告に変え
させて戴きます。

◇「全国ネットの目指すもの」提起・説明 常松裕志（前衆議院議員）◇
社会党、過去、現在、未来。未来を見すえて

この運動の目標は今、社会党が放棄をしようとしている運動の目標であり我々の先輩が
労働者・国民の皆さんと共に戦後の闘いの中で築き上げてきた社会党の基本政策でありま
す。これを護り抜いて更に発展させていこうというのが当面の行動の目標であります。

私は一九六四年に社会党に入党いたしました。当時私は東京大学の経済学部の学生でし
たが、山花秀夫社会党副委員長、永利小金井市長の二人に入党の紹介者になっていただい
て党員証が手渡されたときには、本当に誇りを持って感激を持って党員証を受け取ったの
を覚えています。私の教師が社会党の書記局の仕事に私の希望を入れて紹介してくれた
時に、総評の労働運動と一緒に社会党の中で仕事ができることに限りない誇りを覚えたの
を思い出しています。

当時、私たちの社会党は青年にとつて誇りであり入党することが喜びであり仕事をする
事は誇りでありました。私たちは皆さんと一緒に若人にこの党と歩むことが喜びであり、
党と共に歩むことが未来を切り開くものであることを確信できるように、そういう社会党
を護憲の社会党を皆さんと一緒に再生をさせていくために全力をつくして、全国ネットの
運動を目指すものを提案させていただきます（詳細は既載の資料参照）。

◇「ネットの規約と活動計画」提起 岩垂寿喜男（衆議院議員）◇
四月にも 第二一回総会

護憲の党、日本社会党に対していつも御厚情賜り御支援を戴いている一〇〇〇万の有権
者の皆さんに心からのお礼を申し上げたいと思います。また、日本社会党を愛し幾多の犠
牲を背負いながら茨の道を切り開きつつ党を護り育ててくださった諸先輩、全国の仲間の
皆さんに心からの感謝と敬意の気持ちを捧げたいと思います。

「再生」へのエネルギーを結集

申し上げるもなく私たちの日本社会党は重大な危機にさらされています。それはマスコミ流に言えば流れ解散とかメルトダウンだとか、あるいは解党という言葉で表現されています。たしかに最近の社会党は心を失った社会党、志を捨てた社会党と言われてもやむを得ない数々の現実があります。皆さん、戦後四〇有余年、日本の平和と民主主義、国民生活を守るために大きな役割を担ってきた日本社会党が、一千万有権者に支えられてきた社会党が万が一にも流れ解散などと言うことになったとしたら今、党員としてどう言う責任を負わなければならないか、とりわけ先輩の皆さんのご苦勞に対して、憲法を護ろうとして支持してくださった有権者の方々に対して何の「かんばせ」あつて会いまみえることが出来るであろうか深刻に考えさせられています。幸いにして今日ここに兵庫のある党員の呼びかけに応えて、護憲の党の再生を目指す全国ネットワークの総会が開催されることになりました。皆さんの御協力の賜物でございます。あらためてお礼申し上げます。

率直に申し上げますと私たちは、護憲の党を再生させるエネルギーをネットワークするために集まったのです。私はいま自ら離党する意思はありません。護憲新党の結成を求める意見もございます。党の再生にもう一度渾身の努力を党内の皆さんに呼びかけて多数派の結集をめざしたいと思います。党員一人ひとりの良心を信じたいと思います。

石橋元委員長は一七日の読売新聞（九三年一月）の夕刊に「社会党の任務が終わったと思う人は社会党を出ていけばいい、俺だけは死ぬまで全うしたい」と言われ、「社会党は戦略を持たないから状況の追従ばかり今のまま進めていけば社会党は消滅するだろう、少しはイニシアチブを発揮して政治家らしく手を打たなければいかん」と語っています。私たちはこの石橋氏のように戦略を持ちイニシアチブを発揮するために、また土井元委員長時代の経験に学びながら党員一人ひとりと有権者の志をネットワークさせるために、頑張ることを意志統一したいと思います。

広範な人々の心をつなぐ

組織の形態について申し上げます。目指すものは人々の心のネットワークであります。組織の上部下部の性格を固定化させるつもりはございません。憲法を護り憲法を生かすことを基本に自立した市民たちの市民運動の連帯を目指す民主的連合という性格を求めたいと思います。労働者や市民たちの平和、反核、人権、女性解放、環境などをテーマとする広範な大衆運動によって支えられてきたと確信しています。今の社会党と連合はこれに対する努力が決定的に不足している、むしろないと言っているのかもしれない。私たちは党員一人ひとりがこのような市民運動に積極的にかわり連帯の輪を拡げるよう努力したいと思えます。皆さんはそれぞれの地域で多くの労働者・市民との会話を拡げ、特に先輩の各級議員、仲間としっかりと相談をしてください。

私は四三年党員生活が続けてきましたがあえてマスコミ流に言えば、まんなかから一寸左のところは日和見ながら歩いてきました。少しも変わっていないつもりですが、いつの間にか最左派と呼ばれるようになりました。全国の長い党歴の皆さんは何でそうなったのかと言う不本意な思いを持っていると思います。右とか左とかではなくて今日まで党を築いて来られた先輩の皆さんを大切にしましょう。強調的に固まるのではなくて、幅広く皆

の意見を聞いて政策の実現のために国民の過半数の結集をめざして国民的連合のために頑張ろうではありませんか。

二人から七人へ

ここで岡崎さんと私が首班指名の時に「細川」と書かなかった事を少し申し上げます。日本社会党は七月の総選挙では小選挙区比例併立制は保守二党に道を開き、憲法の改悪に通じる道であり絶対に許すことはできない。また、この制度は日本の民主主義を根底から覆すと言う大会決定をし、この決定に基づいて有権者に訴えてきたわけです。これは厳粛な公約であるにもかかわらず、当時の執行部は連立政権参加のためにいとも簡単にかなぐり捨ててしまいました。私はその点を指摘し、政治改革を求める圧倒的な世論は「政治腐敗の防止」であり、企業団体献金を含む政治の浄化、全面禁止を求める意見が圧倒的であったことは皆さんも御存知の通りです。

残念ながら党の要求は満たされていないのみならず、政権参加の八党は小選挙区比例並立制を本年中に成立させることを基本政策の第一に掲げていたのであります。党の大会決定に背くだけではなくて選挙公約に対する重大な裏切りであると考えました。政治家の良心の名において党議拘束を留保させて戴きたいと申しましたが、しかし事態はそうにはならない状態のまま首班指名の時期を迎えたのであります。「細川首班と並立制を一緒に飲め」と言われても潔しとしなかつたのであります。岡崎さんは私が決意しつつあるときにしつかりその気持ちを固めておられました。岡崎さんの勇氣に対して脅だを吹っ切っていたのだと思います。二人もの判断がそこで起きたわけでありです。岡崎さんに拍手をいただきましたと思います。(会場全体から拍手)

その後、中央執行委員会から中央規律委員会に提訴されました、委員会の皆さんは「大会決定に違反したのはどっちなのか、自分とこの委員長を投票して何で除名になるんだ」と言う意見があつたことをうかがい、満場一致で執行委員会に突き返す事になったそうでありです。同じことは次の党大会の決議、三六都道府県の県本が提出した決議も満場一致で可決されていますが、二五〇対二五〇と言うのが最低だ、これ以上のは譲ってはならんとなつていたわけですから、それも踏みにじられて「二七四」になりました。私も二人と三野優美、北沢清功、小森龍邦、秋葉忠利、浜田賢一の各氏がやむにやまれぬ気持ちで否定票を投じたのであります。どうか皆さんに御理解いただきたいと思うので

大衆運動発展で組織確立へ

昨日の新聞に表れていますように、政府税調が所得減税と消費税引き上げがセットで税率アップをはかることが明らかにになりました。米の自由化も受け入れる、厚生年金の支給年齢を六五歳に引き上げる等々の事が言われています。中西防衛庁長官は武力行使、集団自衛権と言う憲法の縛りを変えなければならぬと発言しています。連立政権は大切だと思えます。連立政権に縛られて何でもかんでも飲み込んでいったら、社会党が社会党でなくなってしまうことを私は恐れます。とくにお願したいのは、消費税反対という国民会議的なものを広範に結集していくイニシアチブを取っていただいで、私どもそれにもとづいて頑張って行かなければならないと思えます。

(九ページへつづく)